料金後納
郵便

建物共済証券

証券番号　第　　号

発行年月日：

共済関係の成立年月日：

建物共済約款及び特約条項に従い、下記のとおり建物共済契約を締結し、その証として共済証券を発行します。

愛媛県農業共済組合
組合長理事

継続特約	分割特約	自動継続特約	合計共済金額	合計共済掛金等
			万円	円

共済責任期間				継続特約期間			
開始	16時より	期間		開始	16時より	年数	
終了	16時まで	ヵ月		終了	16時まで	年	

建物番号	共済種類	用途	建物の構造			建物の延面積 ㎡	てん補範囲					特約			共済金額（万円）				共済掛金等（円）	有業月数	管理物件	建物の所在地	備考
			造	葺	階		基礎	設備	門塀垣	家具類	農機具	新価	臨費	不担保	小損害	建物	家具類	農機具	合計					

備考	

両面開きタイプのハガキです。両側をゆっくり開封して下さい。
ご案内は内側にあります。

安心のネットワーク
NOSAIえひめ
愛媛県農業共済組合
〒790-0002
松山市二番町4丁目4番地2

重要

建物共済証券

ご加入ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
証券に記載された内容とお申込み内容が異なる場合は、
当組合までご連絡ください。

通知等をすべき事項

●共済事故が発生したときは、遅滞なくご連絡ください。

●申込み時の告知内容に変更が生じたとき、遅滞なくご連絡ください。
用途、構造、延床面積、有業期間、設備、所在地などの変更、また、他の保険・共済等へ加入したとき

●ご契約後に下記の事項が生じたとき、遅滞なくご連絡ください。

1. 共済目的について他の保険契約又は共済契約を締結するとき
2. 共済目的を譲渡するとき
3. 共済目的を解体するとき
4. 共済目的が共済事故以外の事由により破損したとき
5. 共済目的である建物を改築、増築、又は構造を変更するとき又は、15日以上にわたって修繕するとき
6. 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とするとき
7. 共済目的を他の場所に移転するとき
8. 共済目的の用途を変更するとき
9. 共済目的について危険が著しく増加するとき

お問い合わせは

西条支所	TEL(0897)55-2955	宇摩出張所	TEL(0896)75-1231
今治支所	TEL(0898)31-2800	周桑出張所	TEL(0898)64-2055
松山支所	TEL(089)941-4623	上浮穴出張所	TEL(0892)21-0442
伊予支所	TEL(089)982-0534	喜多出張所	TEL(0893)23-3222
西予支所	TEL(0894)62-2123	八幡浜出張所	TEL(0894)22-1449
宇和島支所	TEL(0895)49-5550	南宇和出張所	TEL(0895)72-0201
本所	TEL(089)941-8135		

地震保険料控除対象共済掛金証明書

共済目的	共済種類	共済期間	共済掛金等	うち地震保険料控除対象共済掛金
		ヵ月	(円)	(円)
共済契約者の氏名				

上記のとおり、地震保険料控除(所得税法第77条)の対象となる共済掛金であることを証明します。

愛媛県農業共済組合
組合長理事

（ご注意）1．この証明書は、控除申告の場合以外は使用できません。
2．この証明書は、再発行いたしませんので大切に保管してください。

建物共済共済掛金等領収書

共済責任期間			
開始	16時	期間	
終了	16時	ヵ月	
共済目的	共済金額	共済掛金等	
	万円	円	

上記のとおり、共済掛金等を　　に領収したことを証明します。

愛媛県農業共済組合
組合長理事